

新発田市監査委員公表第1号

財政援助団体等に対する監査結果の公表について

財政援助団体等に対する監査を実施したので、その結果を地方自治法第199条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年2月26日

新発田市代表監査委員 菅 原 正 廣

財政援助団体等の監査結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による令和元年度財政援助団体に対する監査を、新発田市監査運営規程第8条の基準に準拠し実施した。

1 監査を実施した者

監査委員 菅 原 正 廣
監査委員 湯 浅 佐太郎

2 監査の種類

財政援助団体の監査

3 監査の対象

(1) 監査対象団体

新発田市美術展覧会運営委員会

(2) 監査対象補助金等

平成30年度社会教育振興関係事業（新発田市美術展覧会）補助金
(決算額 1,000,000円)

令和元年度新発田市美術展覧会運営負担金
(交付決定額 1,000,000円)

4 監査の実施内容及び着眼点

監査の実施に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、以下の項目を監査の着眼点として実施した。

- (1) 事業計画書、予算書及び決算書等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (2) 補助金等の交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は、適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画並びに交付条件に従って実施され、十分効果をあげているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金がある場合において、

その返還時期等は適切か。

5 監査の実施場所

新発田市役所別館 行政委員会室

6 監査の実施期日

令和元年12月5日

7 監査の方法

監査開始前に事務局長等から業務の概要について説明を受けた後、あらかじめ提出された監査調書に基づき、市の補助金等に関する諸帳簿類の監査を行うとともに、必要に応じ関係職員からも説明を求めて実施した。

8 監査の結果

補助金等は、補助目的に沿って執行されているものと認めたが、補助金等に係る会計事務の一部において、以下のとおり適正を欠く事項などが見られた。

(1) 出納関係帳票の整備について（指摘事項）

新発田市美術展覧会運営委員会（以下「運営委員会」という。）では、収入及び支出の会計事務を運営委員会名義の預金通帳と出納簿により行っていたが、収入、支出の伝票書類が作成されないまま予算が執行されていた。

市から補助金等の交付を受けている団体等の予算執行は、市と同様に適正な会計処理が求められており、運営委員会が予算の執行を行う際は、収入及び支出の都度、伝票書類を作成し、会計責任者の確認を受け一連の手続を執るべきである。

今回の監査で指摘した伝票書類については、早急に整備するとともに、今後このような会計事務がなされることのないよう改善されたい。

(2) 軽微な注意事項については、監査講評時に口頭で指導を行った。